（登録受渡店舗の登録台帳）

第四十八条の六　都道府県知事は、法第二十九条の五第一項の登録に関する台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

第五十七条中「又は再生医療等製品の販売業」を「若しくは再生医療等製品の販売業又は一般用医薬品の受渡し」に改める。

第六十六条第二項第一号中「第七十二条の四第一項」を「第七十二条の五第一項」に改める。

第六十六条の二の見出し中「第七十三条」を「第七十二条の八」に改め、同条中「第七十三条」を「第七十二条の八、第七十三条」に改める。

第七十一条中「五年」を「三年」に改める。

第七十二条第二項の表第二十二条第一項の項中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「第八項」を「第九項」に改め、「第八十条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「第二十五条」を「第二十五条の四」に改め、同表第二十二条第二項及び第二十四条第二項の項中「第八十条第四項」を「第八十条第八項」に改める。

第七十三条中「第八十条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第七十三条の二及び第七十三条の三中「第八十条第二項」を「第八十条第四項」に改める。

第七十三条の四第一項中「第八十条第二項」を「第八十条第四項」に改め、同条第二項の表第三十七条の二十二第一項の項中「第八十条第二項」を「第八十条第四項」に改め、同表第三十七条の二十二第二項及び第三十七条の二十四第二項の項中「第八十条第四項」を「第八十条第八項」に改める。

第七十三条の五中「第八十条第三項」を「第八十条第五項」に、「五年」を「三年」に改める。

第七十三条の六第一項中「第八十条第三項」を「第八十条第五項」に改め、同条第二項の表第四十三条の二十四第一項の項中「第八十条第三項」を「第八十条第五項又は第七項」に改め、同表第四十三条の二十四第二項及び第四十三条の二十六第二項の項中「第八十条第五項」を「第八十条第九項」に改める。

第七十三条の七第一項中「第八十条第四項」を「第八十条第八項」に改め、「第八十条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第四項」を「同条第八項」に改め、同条第二項中「第八十条第四項」を「第八十条第八項」に、「第八十条第二項」を「第八十条第四項」に、「同条第四項」を「同条第八項」に改め、同条第三項中「第八十条第五項」を「第八十条第九項」に、「第八十条第三項」を「第八十条第五項」に改める。

第七十四条第二項及び第七十四条の二第二項中「第六十八条の二から第六十八条の二の五まで」を「第六十八条の二の三から第六十八条の二の七まで」に改める。

第七十四条の三第二項中「第六十五条の五」を「第六十五条の五第一項」に、「第六十八条の二から第六十八条の二の三まで」を「第六十八条の二の三から第六十八条の二の七まで」に改める。

第七十四条の四第一項中「第四条第三項第四号ロ」を「第四条第三項第六号ロ」に、「第九条第一項第二号中」を「第九条第一項第二号イ中」に、「イ又はロ」を「(1)又は(2)」に、「イ若しくはロ」を「(1)若しくは(2)」に改め、同条第二項中「第三十六条の三第二項」を「第三十六条の三第三項」に改め、同条第四項中「第十三項」を「第十四項」に改める。

第七十五条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「第八十条第八項」を「第八十条第十二項」に改め、同条第五項中「第十四条第十一項（同条第十三項」を「第十四条第十一項（同条第十四項」に改め、同条第七項中「第八十条第八項」を「第八十条第十二項」に改め、同条第九項中「第八十条第八項」を「第八十条第十二項」に、「第六十五条の五第一項中」を「第六十五条の五第一項中」に改め、同条第十項及び第十二項中「第八十条第八項」を「第八十条第十二項」に改め、同条第十項中「第八十条第八項」を「第八十条第十二項」に、「第六十八条の二第一項及び第六十八条の二の二」を「第六十八条の二の三第一項及び第六十八条の二の四」に改め、同条第十五項中「第八十条第八項」を「第八十条第十二項」に、「第六十八条の二の三第二項」を「第六十八条の二の四第二項」に、「第六十八条の二の二」を「第六十八条の二の三第一項、第六十八条の二の四」に改め、同条第十六項中「第八十条第八項」を「第八十条第十二項」に、「第六十八条の二の三」を「第六十八条の二の五」に改め、同条第十七項中「第八十条第八項」を「第八十条第十二項」に改める。

第七十六条第一項中「第八十条第九項」を「第八十条第十三項」に改める。

第八十条第一項第一号中「第十三項及び第十四項」を「第十四項及び第十五項」に改め、同項第四号中「第十七条第八項」を「第十七条第十六項」に、「第七十二条の四」を「第七十二条の八」に改め、同条第二項中「医薬品等総括製造販売責任者」を「医薬品総括製造販売責任者又は法第十八条の二の五第二項に規定する医薬部外品等総括製造販売責任者」に改め、同項ただし書及び第二号中「第七十二条の四」を「第七十二条の八」に改め、同項第四号中「第十七条第八項」を「第十七条第十六項」に、「第七十二条の四」を「第七十二条の五、第七十二条の八」に改め、同項第五号中「第十三項及び第十四項」を「第十四項及び第十五項」に改め、同項第七号中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「及び第八項」を「、第七項及び第九項」に、「第四項」を「第三項、第四項及び第六項」に、「第八十条第一項」を「第八十条第一項及び第三項」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品であつて、厚生労働大臣の指定するもの

第八十条第三項ただし書並びに第二号及び第五号並びに第四項ただし書及び第二号中「第七十二条の四」を「第七十二条の五、第七十二条の八」に改める。

第八十一条第一項中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に、「第二十六条の二」を「第二十五条の二第三項において読み替えて適用される同条第一項、第二十五条の三第一項、第二十五条の四第三項において読み替えて適用される同条第一項、第二十六条の二第一項」に、「第二十六条の四第六項」を「第二十六条の五第六項」に、「第二十六条の六第七項」を「第二十六条の六第七項」に、「第二十六条の六第三項」を「第二十六条の七第三項」に、「第三十二条の五」を「第三十二条の五第一項」に、「第八十条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「第八十条第一項」を「前条第一項」に改める。

第八十三条中「及び前条」を「、第二十六条の三第一項、第二十六条の八第一項及び前条」に、「第二条の十三」を「第二条の十四」に、「とあり、第四条第二項」を「とあるのは「都道府県知事」と、第二条の十三中「患者が」とあるのは「患畜の所有者又は管理者が当該患畜のために」と、第四条第二項」に、「第二十五条の二」を「第二十五条の五」に改め、「第八十三条の二の三第一項」と」の下に「、第四十八条の二中「都道府県知事（法第二十九条の五第一項の店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条から第四十八条の六までにおいて同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、「、同項」とあるのは「、法第二十九条の五第一項」と」を加える。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部改正）

第二条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号イ(1)中「医療用医薬品として厚生労働大臣が定めるもの」を「法第三十六条の三第二項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬品」に改め、同項第二号中「第十四条第十四項」に改め、同条第二項中「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。